

令和3年3月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
（うち石油ストーブ（開放式）2件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 9件  
（うち電動アシスト自転車7件、電気洗濯機1件、除湿乾燥機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7件  
（うちリチウム電池内蔵充電器1件、水栓（センサー付）1件、  
電気冷蔵庫1件、充電器1件、電気ストーブ（オイルヒーター）1件、  
除湿機1件、階段移動用リフト1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800232、A201900220、A201900399、A201900460、A201900593、A201900631を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について (管理番号：A202000923)

#### ①事故事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルを操作できず、転倒し、左足を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(\*)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(\*)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

#### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）  
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_033/assets/caution\\_033\\_200624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf)

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a> 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a> 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：16.1%（2021年12月16日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	33	重傷	2014年度	0	—
2019年度	42	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202000923）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。  
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。  
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



### <車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

#### ○ブリヂストンサイクルブランドの場合



#### ○ヤマハ発動機ブランドの場合



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

##### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000922	令和3年2月1日	令和3年3月2日	石油ストーブ(開放式)	KSR28F	東芝熱器具株式会社 (現 東芝ホームテクノ株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から35年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月16日
A202000927	令和3年2月6日	令和3年3月2日	石油ストーブ(開放式)	OS-229	松下住設機器株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災 軽傷2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品が現場にあった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800232	平成30年7月12日	平成30年7月24日	電動アシスト自転車	BE-ENE636	パナソニック サイクルテック株式会社	重傷1名	使用者が当該製品で走行中、当該製品のハンドルがロックし、転倒、負傷した。調査の結果、当該製品は、ハンドルをロックする機構の各部品に異常は認められず、販売店と異なる自転車店で後輪が修理された際にハンドルをロックする機構のインナーワイヤーが誤った位置で固定されてハンドルロックが生じやすい状態となり、また、その後に行われた事業者の指定業者による定期メンテナンスで異常が見落とされたため、使用時にアウターワイヤーに掛かった僅かな負荷によってインナーワイヤーが引かれてハンドルロックが掛かったものと推定される。	京都府	平成30年7月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900220	平成31年2月25日	令和元年6月24日	電動アシスト自転車	BM0B48	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたところ、ブレーキ部が破損し、前輪がロックし、転倒、負傷した。調査の結果、当該製品は、前ブレーキの前ホークへの組付が不適切であったことから、使用中の負荷や振動により前ブレーキが外れ、事故に至ったものと推定される。	東京都	令和元年6月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900399	令和元年8月1日	令和元年8月21日	電動アシスト自転車	BE-END634	パナソニック サイクルテック株式会社	火災	駅の駐輪場で当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、バッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	和歌山県	令和元年8月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900460	令和元年8月23日	令和元年9月6日	電動アシスト自転車	PA20KXL	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたがフェンスに衝突し、転倒、左足を負傷した。 調査の結果、当該製品は、正規販売店が事業者の指示を守らずにブレーキ部品を他社製品に交換したことでブレーキの利きが悪くなり、事故に至ったものと推定されるが、使用者がブレーキに異常があることを認識しながら修理せずに継続使用したことも事故発生に影響したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「前後のブレーキがよく利くか点検し、利きが弱い場合は販売店で修理する。」、「ブレーキブロックの溝が1mm以上残っているかを確認する。」、「純正部品以外の取付けは、事故や故障の原因になることがある。」旨、記載されている。	兵庫県	令和元年9月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900593	平成27年10月15日	令和元年10月10日	電動アシスト自転車	DL684	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルステムが破断し、転倒、負傷した。 調査の結果、当該製品は、ハンドルの組立工程において、ハンドルステムの上部ボルトに締め付け不良があり、ボルトの締め付け過ぎでハンドルステム側のねじ穴のねじ部が破損し、ハンドルの固定強度が低下していたため、走行中に加わる荷重で上部ボルトが脱落し、ハンドルが外れたものと推定される。	東京都	令和元年10月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900631	平成25年6月14日	令和元年10月17日	電動アシスト自転車	A6F32	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。 調査の結果、当該製品の変速機のシフトレバーは、シフトアップレバーを2速から3速にゆっくりと操作する等してシフトアップレバーが完全に押し切られていない場合、位置決め板が溝に完全に掛からない半ロック状態となってしまうことから、走行時、意図せずシフトダウンレバーに接触したこと、もしくは走行時の衝撃等でロックが外れたことにより、一気に3速から1速まで変速し、クランクが空回りしたようになり、バランスを崩して転倒したものと推定される。	神奈川県	令和元年10月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの



## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

A202000923	平成23年10月5日	令和3年3月2日	電動アシスト自転車	NA43LP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルを操作できず、転倒し、左足を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月17日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A202000924	令和3年2月16日	令和3年3月2日	電気洗濯機	AW-70DE	東芝家電製造株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	静岡県	製造から10年以上経過した製品 令和3年2月26日消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000928	令和3年2月4日	令和3年3月2日	除湿乾燥機	F-YHHX120	パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月17日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000921	令和3年1月15日	令和3年3月2日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月17日
A202000925	令和3年2月14日	令和3年3月2日	水栓(センサー付)	火災	商業施設で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202000926	令和3年2月12日	令和3年3月2日	電気冷蔵庫	火災 軽傷1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	製造から25年以上経過した製品 令和3年2月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000929	令和2年12月23日	令和3年3月3日	充電器	火災	工場でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和3年2月5日に公表した充電器に関する事故(A202000827)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A202000930	令和3年2月13日	令和3年3月3日	電気ストーブ(オイルヒーター)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202000931	令和2年12月28日	令和3年3月3日	除湿機	火災	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月19日
A202000932	令和3年2月12日	令和3年3月3日	階段移動用リフト	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者(80歳代)が転落し、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電動アシスト自転車（管理番号：A201800232）



電動アシスト自転車（管理番号：A201900220）



電動アシスト自転車（管理番号：A201900399）



電動アシスト自転車（管理番号：A201900460）



電動アシスト自転車（管理番号：A201900593）



電動アシスト自転車（管理番号：A201900631）



電気洗濯機（管理番号：A202000924）



除湿乾燥機（管理番号：A202000928）

